

転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）

○転出届は、通常、転出証明書が交付されます。転入手続きの際は、この転出証明書が必ず必要になります。

○国民健康保険・介護保険・児童手当など、別途手続きが必要になる場合があります。各担当課へお問い合わせください。

（あて先） 江別市長

令和 年 月 日

届出人	住所			
	フリガナ	生年月日	大・昭・平	生
	氏名 (自署又は記名+押印)	電話番号	自宅・勤務先・携帯電話・その他() (日中、連絡がとれる番号)	

転出年月日	平成 年 月 日	令和 年 月 日	転出(予定)		
今までの住所	江別市		今までの世帯主氏名		
新しい住所			新しい世帯主氏名		
転出する方の氏名 *届出人も転出する場合はお忘れなくご記入ください。	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	大・昭・平・令	男・女		有・無
	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	大・昭・平・令	男・女		有・無
	フリガナ		性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	氏名	大・昭・平・令	男・女		有・無

個人番号カード申請	個人番号カードの申請をしているが、まだ受け取っていない方は右欄に丸印を記入ください。	
	該当する方は、新住所地で改めて申請して頂くことになります。ご注意ください。	

個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方、もしくは、いずれかのカードをお持ちの方と一緒に転出される同一世帯員の方	【特例転出】ができます
	特例転出 希望する・希望しない

- 特例転出で手続きされると、転出証明書は発行されませんが、転入手続きの際は転入届書に個人番号カードまたは住基カードを添付することで、手続きが可能になります。(手続きの際は暗証番号が必要です。)
- 転入手続きは、転出予定日から30日以内、又は転入した日から14日以内のいずれか早い日までに行ってください。その日を超えると、当該カードでの転入ができなくなり、あらたに、江別市から「転出証明書(に準ずる証明書)」の交付を受ける必要があります。ご注意ください。

市役所に送るもの 交付手数料 無料	①この請求書
	②返信用封筒（住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの） ※普通郵便以外の場合はその料金分の切手を貼付し、種別も明記してください。(「速達」「簡易書留」等) ※個人番号カード・住基カードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
	③届出人の本人確認書類のコピー（運転免許証、個人番号カード、住基カード(写真付)、健康保険証等) ※健康保険証のコピーについては被保険者等記号・番号等をマスキングしたものを同封してください。 ※特例転出の場合は、個人番号カード(写真面)または住基カード(両面)のコピーを同封してください。

【注意事項】
 ※返送先は、届出人宛となります。
 ※申請書を投函してから証明書がお手元に届くまでに、7日以上かかる場合があります。日数に余裕を持って申請してください。
 ◆送付先・お問い合わせ先 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 戸籍住民課 (電話)011-381-1020